

VI リユースの促進

1 リユースショップ等の活用

(1) 使用済製品の引き渡し・調達の方法

使わなくなったものをリユースする方法やリユース品を購入する方法としては、最近ではフリマアプリの利用が多くなっていますが、その他、フリーマーケット、リユースショップ・中古品販売店のほか、インターネットショッピングサイトやインターネットオークションサイト等があります。

(2) リユースショップ等の状況

リユース事業者で構成されている業界団体は3団体あり、それらの団体に所属している店舗は、道央圏や比較的人口規模の多い地域に所在しています。

業界団体名	HPアドレス
(一社) ジャパン・リサイクル・アソシエーション (J R C A)	http://www.jrca-reuse.com/
(一社) 日本リユース機構 (J R O)	https://www.jro.or.jp/
日本リユース業協会 (R A A)	https://www.re-use.jp/

(3) リユースの際に注意する事項

近年、無許可の回収業者により回収された家電製品などが不法投棄や不適正な処理などされて環境問題になっています。家庭で使わなくなった製品をリユースショップ・中古品販売店等で買取ってもらう時は、古物商の許可を有しているリユース業者であることや違法な廃棄物回収業者でないか確認することが必要です。また、購入段階でのトラブルをなくすため、リユース品を選ぶ際には現物確認等を十分行うことが必要です。